

○静岡県警察広報活動実施要綱の制定について

(平成14年1月24日例規広第2号)

この度、別添のとおり「静岡県警察広報活動実施要綱」を定め、平成14年2月1日から実施することとしたので通達する。

なお、広報活動実施要綱の制定について（昭和55年甲通達書（広）第35号）は、廃止する。

別添

静岡県警察広報活動実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、静岡県警察における広報活動を適正かつ効果的に推進するため、必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の意義

この要綱において「広報活動」とは、県民の理解と協力を得て警察目的を達成するために行う次に掲げる活動をいう。

1 広報

日常の業務を通じ、又は新聞、テレビ、出版物等を通じて警察活動の実態を県民に正しく伝える活動

2 広聴

広聴会、アンケート等により、警察に対する県民の意見、要望等を的確に把握する活動

第3 広報活動の基本

- 1 基本的人権に配慮し、迅速かつ適切な広報活動に努めるとともに、警察業務の範囲を逸脱することのないようにすること。
- 2 社会情勢、治安情勢、県民意識等を的確に把握し、時機を失することなく、必要に応じ継続して実施すること。
- 3 報道機関の公共性とその使命を尊重し、取材活動に対しては可能な限り協力するとともに、信頼関係の醸成に努めること。

第4 広報業務

広報活動として行う業務（以下「広報業務」という。）は、次に掲げるものとする。

- 1 警察の運営方針及び活動状況の広報に関すること。
- 2 事件・事故の防止及び各種協力依頼の広報に関すること。
- 3 官公庁、報道機関及び各種団体との広報活動に係る連絡調整に関すること。
- 4 広聴に関すること。
- 5 静岡県警察音楽隊の活動に関すること。
- 6 静岡県警察インターネットホームページに関すること。
- 7 警察施設の見学に関すること。

8 その他広報活動上必要な事項に関すること。

第5 職員の心構え

職員は、業務の遂行に当たっては、一人一人が広報活動の実施者であることを自覚し、警察活動に対する県民の理解と協力が得られるように努めなければならない。

第6 所属長の責務

- 1 所属長は、その所掌する事務に関し、積極的かつ効果的な広報活動に努めるとともに、適切な広報活動についての教養を職員に実施すること。
- 2 所属長は、広報活動の推進に当たっては、県本部広報課長（以下「広報課長」という。）との連携を密にし、組織的な対応を図るよう留意しなければならない。

第7 広報担当者

- 1 所属に広報担当者を置き、当該所属の次席等をもって充てる。
- 2 広報担当者は、所属長の指揮を受け、広報業務を推進する。ただし、休日（静岡県の休日を定める条例（平成元年県条例第8号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）及び平日（休日以外の日をいう。）の午前8時30分から午後5時15分までの間以外の時間帯は、県本部にあっては総合当直主任が、署にあっては警察署当番責任者がこれを代行するものとする。

第8 広報補助者

- 1 署に広報補助者を置き、当該署の警務課長（次長が警務課長を兼務する署にあっては警務係長）をもって充てる。
- 2 広報補助者は、広報担当者を補佐し、広報担当者に事故あるときは、署長の命を受け、広報業務を行うものとする。

第9 戦略的広報推進会議

広報課長は、警察広報の組織的な企画及び調整を図る必要があると認める場合には、広報担当者の全部又は一部の出席を求めて戦略的広報推進会議を開催するほか、広報担当者以外の者の出席を求めて意見を聴くものとする。

第10～第14

省略

第15 その他

広報活動について、訓令等に特別な定めがある場合は、その定めるところによる。